

本紙最終面で連載された草柳俊二氏（高知工科大学教授）の『なぜ進まない建設業の改革』は秀逸である。

これまで建設産業を改革するためのビジョンやプログラムがいくつも作成され、識者たちの論文、提言も発表されてきた。でもそのほとんどが、建設業の「問題点」を指摘し、今後のあるべき方向を示したものだ。草柳氏の連載は、「問題点」が発生する原因と背景を解き明かしている。

日本の公共事業は「製品」の企画、設計、性能、仕様決定のプロセスを、発注者が行っており、企業はその方針に従って

製品を造っている構造になっている。つまり、官民が一体となつて生産機能を果たす産業構造なのである。だが建設産業政策は、「建設産業」を民間建設企業の集まりとしてとらえたものであり、公的発注者を含んだものとしてイメージしていない。

従つて改革政策は「対処すべき問題を産業構造全体から見つめたものになっていない」。だが「国民は、もはや、官と民を引離して建設産業を見つめていない」のだから、官民が一体となつて生産機能を果たす構造に「世論の理解を求める活動が不可欠と成る」。（「内は2007年11月7日付」）。

他の諸国の建設産業は、発注者と受注者が協力して社会基盤整備を行う構造体であることを国民に表明し、その協力関係の正当性、透明性を担保する契約システムを構築している。日本にはそうした仕組みがないだけでなく、建設産業を取り巻く法令システムが会計法を始めとして、〈建設プロジェクトの遂行実態と相当に乖離（かいり）している〉ことに〈建設産業の悲

劇の源がある〉と草柳氏は指摘している。

〈発注者側が算出した予算額を、契約目標額といった位置付けの「予定価格」として堅持している国もほとんどない〉〈出来高に応じた支払をせず、前渡金40%、後は完成払いといった精算方法を行っている国もない。ましてオークションのごとく、総価を記した紙切れ一枚の入札を基本形としている国などない〉（同11月8日付）。

〈建設業法上は、契約当事者がいわゆる「信義則」に基づき、双方が相互信頼を基盤にしており、〈相互信頼とは、お互いを疑わないことであり、「経過を相手に見せる管理」の必然性が希薄なものとなつてくる〉（経過の管理は自主管理を前提としており、「契約総額」と

「完成期日」以外、契約的に両者を拘束するものはないということになる。これでは「経過を見せる管理」を行うといった意識は生れてこない〉（同11月15日付）。

〈コンプライアンスは本来「社会規範順守」であり、法令順守はその枠組の中でとらえるものであろう。法令が産業の実態と乖離していることを容認し、法令順守を高々と唱えても問題は解決しない〉（同11月16日付）。

草柳氏があげている建設業の改革が進まない原因は、発注者も受注者も分かっていたことである。分かっているながら真正面からそれを指摘しなかったのはなぜなのか。改革が進まない最大の原因もそこにあるのだと思えてくる。（連）

なぜ改革が進まないか

建設論評